

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社メディカルクリエイト
代表者及び住所 広島県広島市南区稲荷町1-1 ロイヤルタワー
代表取締役 宇田 数久
2. 指名停止措置期間 : 令和4年12月9日から令和5年3月8日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社メディカルクリエイトの元代表取締役は、代表取締役だった令和3年3月22日頃、国立がん研究センター中央病院の医療機器の調達をめぐり、同病院の当時の放射線技術部長が、同社にしか受注できない仕様書を作成した謝礼として約97万円相当の物品を渡したとして、令和4年10月5日、贈賄容疑で神奈川県警に逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社メディカルクリエイトの元代表取締役(当時代表取締役)が贈賄容疑で逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等
ロ 一般役員等

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 山腰 祐司(内線 2511)

建設専門官 濱口 哲至(内線 2512)